

2022年9月8日

明治安田損害保険株式会社

新型コロナウイルス感染症に関するご請求時の必要書類の見直しについて

新型コロナウイルス感染症に罹患されたみなさま、および関係者のみなさまに、心よりお見舞い申し上げます。

2020年5月7日にご案内のとおり、新型コロナウイルス感染症と診断され、自治体、保健所等の判断により、臨時施設や自宅で療養された場合、「みなし入院」として取り扱い、入院保険金等のお支払対象としております。

今般、医療機関や保健所のさらなる負担軽減に配慮する観点から、2022年9月2日以降の保険金のご請求手続きにおきましては、医療機関や保健所が発行する「療養証明書」を求めず、代替書類でご請求いただける取扱いに変更いたします。

詳細は以下のとおりです。

■「MyHER-SYS療養証明」（コピーや画面を撮影したもので可）をご提出いただくことを基本といたします。

■上記を準備いただけない場合、以下の3項目がわかる書類をご準備ください。

①被保険者氏名、②診断病名「新型コロナウイルス感染症」、③医師による診断年月日

※お手元にある書類の組合せで、①～③を満たせば請求手続き可能です。

【例】・医療機関発行の「診療明細書（新型コロナウイルス感染症の治療とわかるもの）」

- ・「PCR検査・抗原検査の陽性結果（市販の検査キットを除く）」
- ・「県・保健所等からの陽性診断確定メール」など

※すでに療養証明書がお手元にある場合、そちらでもお取り扱いいたします。

※上記書類がご準備できない場合は、医師によって陽性と診断された日が分かるお手元の書類で対応いたします。

以上